

令和8年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託

プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

令和8年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、令和8年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

審査委員会は、事務を所掌する。

- (1) 令和8年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託のプロポーザル募集要項の確認に関する事。
- (2) 提案書等の審査及び契約候補者の選定に関する事。
- (3) その他委員長が必要と認める事。

3 構成員

審査委員会は、以下に掲げる委員5名をもって構成する。

- (1) 商工労働部長
- (2) 労働政策課長
- (3) 商工労働部長が指名する者

4 運営

- (1) 審査委員会に委員長を置き、委員長は商工労働部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、審査委員会の会務を総理する。
- (3) 委員長に事故あるときは、労働政策課長の職にある者がその職務を代理する。

- (4) 審査委員会は、委員長が招集する。
- (5) 委員長は、審査委員会での検討に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 審査委員会の庶務は、労働政策課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。
- (3) この要領は、令和8年度姫路市海外学生と市内企業等との交流事業業務委託の契約を締結したときに廃止する。